

付録 4. 九州大学大学院通則 第 17 条

九州大学大学院通則

平成 16 年度九大規則 第 3 号

施行：平成 16 年 4 月 1 日

最終改正：平成 25 年 3 月 19 日

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 8 条）
 - 第 2 章 入学、再入学、転学及び編入学等（第 9 条～第 17 条の 3）
 - 第 3 章 教育方法等（第 17 条の 4～第 26 条）
 - 第 4 章 修了要件及び学位授与（第 27 条～第 32 条）
 - 第 5 章 退学、留学及び休学（第 33 条～第 36 条）
 - 第 6 章 表彰、除籍及び懲戒（第 37 条～第 40 条）
 - 第 7 章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第 41 条～第 45 条）
 - 第 8 章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生（第 46 条～第 51 条）
 - 第 9 章 専門職大学院の教育方法等（第 52 条～第 58 条）
- 附則

（転学府及び専攻の変更）

第 17 条 本大学院の学府に在学する者が、本大学院の他の学府に転学府を願い出たときは、学年の始めに限り、考査の上、許可することがある。

- 2 前条の規定は、前項の転学府を志望する場合に準用する。
- 3 第 1 項により転学府を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認否は、学府教授会が決定する。
- 4 前項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。

（編入学）

第 17 条の 2 第 11 条各号のいずれかに該当する者が、本大学院の一貫制博士課程を置く学府の第 3 年次に編入学を願い出たときは、考査の上、許可することがある。

- 2 前項の編入学について必要な事項は、当該学府において別に定める。

（再入学等の手続及び許可）

第 17 条の 3 再入学、転学（第 16 条の転学を除く。）及び編入学（以下「再入学等」という。）に係る手続及び許可については、第 14 条の 3 の規定を準用する。

第 3 章 教育方法等

（教育課程の編成方針）

第 17 条の 4 本大学院の学府（専門職大学院を除く。）は、当該学府及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、各学府は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。 【大学院設置基準第 11 条】

（大学院共通教育）

第 17 条の 5 本大学院に、各学府が編成する教育課程のほか、学府共通の課程を置く。

- 2 前項の課程を大学院共通教育と称し、当該課程に関し必要な事項は、別に定める。

（博士課程教育リーディングプログラム）

第 17 条の 6 本大学院に、博士課程教育リーディングプログラムを置く。

- 2 博士課程教育リーディングプログラムに関し必要な事項は、別に定める。